

原子力防災訓練実施結果に係る報告の要旨

I. 総合訓練

各要素訓練を組み合わせて、主に泊発電所、本店等との情報連携対応の能力向上を図るとともに、発電所対策本部の緊急時対応能力向上を図るための訓練。

報告事項	主な報告内容
1. 実施日時	2024年1月26日（金）13:20～17:00
2. 参加人数	235名
3. 想定した原子力災害の概要	1～3号機（1・3号機は新規制基準適合プラント、2号機は新規制基準未適合プラントの想定）の発災とし、一次冷却材の喪失等により、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条事象 ^{*1} および第15条事象 ^{*2} に進展する原子力災害を想定。
4. 訓練の内容	<p>訓練参加者に対しては、事故想定を非開示とするブラインドとして、訓練を実施。</p> <p>〔訓練項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時通報・連絡訓練〔泊発電所・本店〕 (2) 原子力災害対策本部設置訓練〔泊発電所・本店〕 (3) 環境放射線モニタリング訓練〔泊発電所〕 (4) 退避誘導訓練〔泊発電所〕 (5) 原子力災害医療訓練〔泊発電所・本店〕 (6) シビアアクシデント^{*3}対応訓練〔泊発電所〕 (7) 緊急時対応訓練^{*4}〔泊発電所・本店〕 (8) 原子力緊急事態支援組織^{*5}対応訓練〔本店〕 (9) 資機材輸送・取扱訓練〔泊発電所〕
5. 訓練の評価	<p>総合訓練において設定した訓練目的に対する評価結果は以下のとおり。</p> <p>【訓練目的】</p> <p>原子力災害が発生した状況下において、泊発電所および本店の原子力防災組織が有効に機能することを確認するとともに、事故対応能力の向上を図る。</p> <p>【評価結果】</p> <p>以下のとおり訓練目的を概ね達成できたと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所および本店の各原子力防災組織は、原子力災害発生時におけるそれぞれの役割を果たし、その対応は概ね良好であったことから、訓練目的のうち「原子力防災組織が有効に機能していること」を達成したと評価する。 ・前回の総合訓練（2023年1月27日実施）において抽出した主な改善事項への対策が有効に機能したことを確認したことから、訓練目的のうち「事故対応能力の向上を図ること」を達成したと評価する。 <p>なお、後述6. に示すとおり、今回の訓練において新たな改善点を抽出していることから、これを優先的に改善をしていく。</p>
6. 今後に向けた改善点	<p>今回の総合訓練において抽出した主な改善点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2段階参集における情報共有遅れおよび情報連携時の情報共有不足について〔発電所〕 <p>原子力災害発生時における初動対応について、これまでではすべての対策本部要員がトラブル対策室から緊急時対策所へ一度に参集していたが、他電力の良好事例を参考に、参集に際して一部の要員を後発隊としてトラブル対策室に残す運用（2段階参集）を取り入れた。これにより、本店対策本部へ途切れることなく情報共有ができ、従来の一斉参集（移動中は携帯電話を使用）に比べ、円滑な情報共有に資することを確認した。一方、先行して緊急時対策所へ到着した要員とトラブル対策室に残った後発隊の間で、一部情報共有すべき項目が不足していたため、相互に情報共有すべき項目を報告するよう運用を定め、関係者に周知するとともに、訓練を通じて習熟を図る。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 書画装置による映像共有における伝送不良について〔本店） 書画装置による本店と原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）※⁶での映像共有において、COP※⁷および備付け資料の文字が視認し辛い状況が確認されたため、当社からの伝送量の低減を検討するとともにCOPおよび備付け資料等の文字サイズやフォント変更等を行い、視認性の向上を図る。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II. 要素訓練

現場における操作手順等の習熟などを目的として実施する訓練。

報告事項	主な報告内容		
1. 実施期間	2023年2月1日（水）～2024年3月31日（日）		
2. 訓練の内容、訓練回数、参加人数	訓練内容	訓練回数	参加人数
	(1) 緊急時通報・連絡訓練	2回	32名
	(2) 原子力災害対策本部設置訓練（模擬ERCプラント班との情報共有に係る訓練を含む）	3回	339名
	(3) 環境放射線モニタリング訓練	27回	104名
	(4) 退避誘導訓練	6回	27名
	(5) 原子力災害医療訓練	8回	62名
	(6) シビアアクシデント対応訓練	38回	262名
	(7) 緊急時対応訓練		
	① 初期消火訓練※ ⁸	82回	521名
	② 運転班・機械工作班・電気工作班が実施した緊急時対応訓練	568回	3,620名
③ 軽油汲み上げ・配油訓練※ ⁹	27回	267名	
④ その他訓練	701回	3,910名	
(8) 原子力緊急事態支援組織対応訓練	7回	53名	
(9) 資機材輸送・取扱訓練	6回	26名	
3. 訓練の評価	各要素訓練を通して、原子力災害発生時に必要となる手順等の習熟および改善を図ることができたと評価する。		

【用語の補足】

- ※1 原災法第10条事象は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態となる事象。
- ※2 原災法第15条事象は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある事態となる事象。
- ※3 原子炉の燃料が重大な損傷を受けるなど、原子力発電所の設計時の想定を超える過酷事故。
- ※4 シビアアクシデント発生時などに必要となる現場操作や手順を確認するための訓練。
- ※5 放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において、必要な遠隔操作が可能な装置等の資機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部支援組織。
- ※6 原子力規制庁に設置される緊急事態発生時の対応拠点であり、ERCプラント班は原子力事業者から事故状況等の情報収集等を行うためのERCを構成する班の一つ。
- ※7 Common Operational Picture の略号。原子炉への注水状態などのプラントに関する情報を、発電所および本店、ERCなどの発電所外の関係組織と共有するための図面。
- ※8 発電所施設・設備に火災が発生した場合における初期段階で発電所対策要員などが行う消火活動の手順の確認や操作の習熟を目的として行う訓練。

- ※9 事故対応設備・施設を駆動するために必要となる燃料（軽油）を貯油槽から汲み上げ、
事故対応設備・施設へ補給するための手順の確認や操作の習熟を目的として行う訓練。

以 上